

## ながはま0次予防コホート事業運営委員会要綱

**第1条** 長浜市長及び京都大学大学院医学研究科長は、平成20年4月1日に策定した「ながはま0次予防コホート事業計画」に基づき、ながはま0次予防コホート事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 0次健診及び追跡調査の内容、時期、方法に関する事。
- (2) 事業の参加者確保に関する事。
- (3) 事業における市民の健康づくりへの還元に関する事。
- (4) その他事業の推進に関し、必要と認められる事項に関する事。

**第3条** 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 長浜市職員 5名
- (2) 京都大学教職員 5名
- (3) その他委員会が必要と認める者 若干名

2 前項の委員は、長浜市長及び京都大学大学院医学研究科長が委嘱又は任命する。

3 委員は、あらかじめ長浜市長及び京都大学大学院医学研究科長に対し、特定の代理人1名を様式第1号により届け出て承認を得ている場合に限り、当該代理人に一切の権限を委任して代理出席させることができる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員または代理人は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長を置き、前条の委員のうちから、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長に事故があるとき、両者からあらかじめ職務代行について指名を受けた委員は、委員長の職務を代行する。

**第5条** 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、合意事項とする。また、可否同数のときは議長が合意形成の調整を行うこととする。

3 前条第4項の規定により、委員長及び副委員長からあらかじめ指名を受けた委員は、委員会の議事で可否同数のときは合意形成の調整を行うこととする。

**第6条** 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

**第7条** 委員会は、必要に応じて委員会における調査・検討その他活動の結果を長浜市長及び京都大学大学院医学研究科長に報告するものとする。

**第8条** 委員会に関する事務は、長浜市健康福祉部健康企画課及び京都大学大学院医学研究科ながはまプロジェクト事務局、同社会健康医学系専攻健康情報学分野、同総務・人事室において処理する。

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。